

ぐんま赤い糸プロジェクト

協賛団体（出会いイベント企画実施企業・団体等）募集要領

1. 目的

県では、進行する未婚化・晩婚化にともなう少子化問題に対応し、結婚を希望しながらも出会いの機会が減少している独身者の交流を促進するため、「ぐんま赤い糸プロジェクト（以下、「あいぷろ」という。）」を実施することとし、その趣旨に協賛し、独身者に出会いの場を提供する企業・店舗等を「協賛団体」として募集します。

2. 出会いの場とは

独身者を対象に、協賛団体がそれぞれの多様な特性を活かし、自ら企画・運営するものとなりますが、以下のようなものが例として考えられます。

- 例)
- ・交流を促すパーティー
 - ・日帰りバスツアーなど旅行関係
 - ・文化・スポーツ・料理・ボランティア活動などを介したイベント・体験教室
 - ・交際力を高めるための自己啓発的な講座・セミナー など

群馬県内在住の独身者を主対象とするものであれば、群馬県外を会場としたイベントを企画・実施してもかまいません。

3. 応募資格

(1) 群馬県内の独身者に対して自ら企画・運営する出会いの場を提供することができる県内の企業・店舗・各種団体等（ただし、県・市町村（県・市町村に事務局を置く団体・実行委員会等を含む）等別表に掲げるあいぷろフレンズ該当団体は除く）。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 見合い及び結婚の斡旋等の業務を主とする企業等（結婚相談所の運営を行っている企業や有料会員制度を設けて結婚支援を行っている団体等を含む）
- イ 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
- エ 応募時点において、設立から1年を経過していない団体等

※民間企業・事業所に限らず、NPO、各種団体など幅広く募集します。

例) レストラン、ホテル・旅館、結婚式場、旅行会社、イベント会社、レジャー施設、スポーツ施設、キャンプ場、交通関係、カルチャーセンターなど

4. 応募方法

「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体登録申込書（様式1）」、「誓約書（様式2）」に必要事項を御記入の上、郵送により群馬県生活こども課までお申し込み下さい。

また、以下の添付書類が必要となります。

- ①会社案内等会社の概要がわかる資料
- ②登記簿謄本（写）又はこれに準ずるもの
- ③定款等（写）又はこれに準ずるもの
- ④イベントの実施計画案
- ⑤その他、企業・団体の説明に必要な資料

- ・募集は、募集期間中受け付けますが、登録されている協賛団体数等状況に応じ、募集を休止する場合があります。
- ・提出された申込書は、事業以外には使用しません。
- ・応募に係る経費は全て応募者の負担とします。

5. 登録

- (1) 協賛団体へ申し込みいただいた企業・団体等については、現地調査等を行い、適正と確認した場合に登録通知をお送りします。
- (2) 登録期間は、1年間（毎年度末に更新）です。
- (3) 県に登録する際の登録料等はありません。
- (4) 県は、登録された協賛団体を県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」（以下、「ぐんまスマイルライフ」という。）で紹介します。
- (5) 県は、協賛団体がこの要領の規定等に基づいて実施するイベントについて、ぐんまスマイルライフにおいて、告知します。

6. イベントの企画・実施について

- (1) イベント開催希望日の照会
県は、毎月月末に3ヶ月後のイベント開催希望について照会を行いますので、イベント開催希望がある場合には、開催希望日を県に連絡してください。
- (2) イベント開催希望日の調整
県は、照会期限までに回答があったイベントについて、開催希望日の重複があった場合に日程変更をお願いすることがあります。
- (3) イベント実施計画書の提出
県による日程調整ののち、イベントの開催日が決定したら、イベント実施計画書（様式3）を作成し、掲載希望日の1週間前までに県に提出してください。
- (4) イベント内容の確認
県は、提出されたイベント実施計画があいぶろイベントとして適正な内容（申込・問い合わせの連絡先が明記されているか、男女の参加費や年齢設定に著しい開きはないか、タイムテーブル等の記載に不明瞭な内容はないか等）であるか確認します。なお、確認の結果、修正をお願いする場合があります。
- (5) イベント情報の掲載
イベント内容確認後、県は、ぐんまスマイルライフ上にイベント情報を掲示します。ぐんまスマイルライフへの情報掲載開始前に、自社ホームページを含め、他の媒体でイベント情報の周知を開始することはおやめください。
- (6) イベント参加申込受付及びイベントの実施
イベントへの参加申込受付の際には必要事項の確認を行い、本事業の趣旨に則り、適正にイベントを運営します。
- (7) イベント実施後
イベント終了後、2週間以内にイベント実施結果報告書（様式4）を県に提出してください。

7. イベント実施に係る注意事項について

- (1) イベント実施経費について
 - ・群馬県からの補助及び助成等はありません。
 - ・参加者から参加料を徴収する際は、本事業が福祉目的であるという趣旨を踏まえ、イベントの内容に対して適正な水準に設定してください。
- (2) 個人情報の保護について
 - ・個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」に規定する内容を遵守し、イベントへの申込者や参加者の秘密及び個人情報は、協賛団体の責任の下に厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に利用しないこと。
 - ・参加者の個人情報の問い合わせについては、事前・事後を問わず、応じないこと。（参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせてください。）
- (3) 適切かつ健全なイベントの実施について
 - ・イベント内容は、参加者が安心して参加できるものとし、過度な演出等社会通念に照ら

して適当ではないと認められる内容を含まないこと。

- ・特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
 - ・イベントを安全に実施するための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮がなされているほか、イベントの企画実施にあたって必要な周辺環境等への配慮を行い事故防止に万全を期すこと。
 - ・県に提出したイベント実施計画書の内容から、参加人数や実施内容等が著しく変更されることのないようにすること（最少催行人数を下回るイベントや、定員を大幅に上回る人数でのイベント実施等）。
 - ・イベントに関する参加者からの苦情等には、協賛団体が責任を持って対応すること。
- ※なお、(2)、(3)については、別途誓約書に代表者の署名をいただきます。

8. 登録の解除

次のいずれかに該当する場合は、登録を解除することがあります。

- (1) この要領の規定に反する行為があったと認められる場合
- (2) 誓約書に掲げる事項に反した場合
- (3) 県の指導等に従わない場合

9. 協賛団体応募先・お問い合わせ

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県 生活こども部 生活こども課 こども未来戦略係
TEL：027-226-2392
E-mail：kodomomirai@pref.gunma.lg.jp

附則

この要領は、平成19年12月 3日から施行する。

この要領は、平成22年 1月28日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 1月 5日から施行する。

この要領は、平成29年 7月 7日から施行する。

この要領は、平成31年 1月 8日から施行する。

この要領は、令和 元年 9月13日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年10月11日から施行する。

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月12日から施行する。

なお、令和5年度に開催するイベントについては、令和5年9月12日改正前の要領に基づきイベント等を実施することとする。

別表（第3 関連）

あいぷろフレンズ該当団体

県及び県に事務局を置く団体
市町村及び市町村に事務局を置く団体
商工会議所
商工会
社会福祉協議会
農業協同組合
群馬県中小企業団体中央会
群馬県労働者福祉協議会
その他県が認める団体

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 協賛団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、このプロジェクトによる事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報を他に知らせてはならない。このプロジェクトが終了し、又は辞退した後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 協賛団体は、県の指示があるときを除き、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報をプロジェクトの目的以外の目的のために利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第6 協賛団体は、本社またはそれと同等の機能をもつ場所において、このプロジェクトによる事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 協賛団体は県が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、県から提供を受け、又は協賛団体自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するために県から引き渡された個人情報記録された資料等を、県の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(委託の禁止)

第8 協賛団体は、書面による県の承諾を得たときを除き、このプロジェクトによる個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 協賛団体は、県の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を委託する場合には、県が協賛団体に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、協賛団体は、委託の相手方がこのプロジェクトに基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、協賛団体と委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 協賛団体は、県の許諾により、第三者にこのプロジェクトによる個人情報取扱事務を委託する場合には、協賛団体及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに県が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第9 協賛団体は、県が別に指示したときを除き、このプロジェクトによる事務を処理するため、県から提供を受け、又は協賛団体自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、このプロジェクト終了後、直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。また、群馬県が別に指示したときは、速やかにその指示に従うものとする。

2 協賛団体は、県の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく県に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、このプロジェクトによる事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第11 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 協賛団体は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(立入調査)

第12 県は、必要があると認めるときは、協賛団体がこのプロジェクトによる事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

(事故報告)

第13 協賛団体は、このプロジェクトによる業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により県に報告し、県の指示に従わなければならない。

(協賛登録の解除)

第14 県は、協賛団体がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、協賛団体登録を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく協賛団体登録の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 協賛団体がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、協賛団体は、県にその損害を賠償しなければならない。

ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体 登録申込書

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住所
企業・団体等名称
代表者氏名

ぐんま赤い糸プロジェクトの趣旨に賛同し、下記のとおり協賛団体として申し込みます。

団体の業種及び 事業の概要	
ホームページ URL	
実施イベントの 概要・スケジュール ・回数 (予定)	
担当者 連絡先	住所： (フリガナ) 所属・職・氏名： TEL： E-mail：

- 団体の事業の概要については、貴団体の主たる事業をご記入ください。ただし、事業内容がわかるパンフレット等があれば、それに代えることができます。
- 記載欄が不足する場合は、別紙により提出されてもかまいません。
- 受付後、記載内容と添付資料の確認を行い、別途聞き取り調査の日程を調整させていただきます。

提出先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県生活子ども課子ども未来戦略係

TEL:027-226-2392/FAX:027-226-2100/E-mail: kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp

誓約書

1. 事業者としての適格性について

- (1) 団体の業種及び事業内容について、応募資格に記載された要件に反するものではありません。

協賛団体募集要領抜粋

3. 応募資格

- (1) 群馬県内の独身男女に対して自ら企画・運営する出会いの場を提供することができる県内の企業・店舗・各種団体等
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 見合い及び結婚の斡旋等の業務を主とする企業等（結婚相談所の運営を行っている企業や有料会員制度を設けて結婚支援を行っている団体等を含む）
 - イ 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
 - エ 応募時点において、設立から1年を経過していない団体等

2. 個人情報の保護について

- (1) イベントへの申込者や参加者の秘密及び個人情報は、厳重に管理し、本人の承諾を得ずにぐんま赤い糸プロジェクト以外の目的に利用しません。
- (2) 個人情報の保護に関する法律に規定する内容を遵守します。
- (3) 参加者の個人情報の問い合わせについては、事前・事後を問わず、応じません。
- (4) 協賛団体募集要領 別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱います。

3. 適切かつ健全なイベントの実施について

- (1) イベントの広報については、あいぷろホームページ掲載後に行います。
- (2) イベントの企画内容は、参加者が安心して参加できるものとし、過度な演出等社会通念に照らして適当ではないと認められる内容は実施しません。
- (3) 特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行いません。
- (4) イベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮をするほか、イベントの企画実施にあたって必要な周辺環境等への配慮をし、事故防止に万全を期します。
- (5) イベントに関する参加者からの苦情等については、当団体が責任を持って対応します。
- (6) 県で研修を開催する場合は、参加します。
- (7) その他、イベントの企画・実施に関しては、「ぐんま赤い糸プロジェクト協賛団体募集要領」の「6. イベントの企画・実施について」に記載の事項を遵守し、県からの指導があった場合には、速やかに是正します。

上記1から3に該当しない場合、その他不適切と県が判断した場合は、協賛団体の登録について解除されることに同意します。

以上の事項について誓約します。

令和 年 月 日

群馬県知事あて

申請者 住所

企業・団体名

代表者名

印

※住所、企業・団体名及び氏名は自筆で記載して下さい。（ワープロ・スタンプ等は不可）

ぐんま赤い糸プロジェクト イベント実施計画書



イベントについて		●●●回	
➤ イベント名称			
➤ 主催団体			
➤ イベントタイプ	<input type="checkbox"/> パーティ <input type="checkbox"/> アウトドア <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> ツアー <input type="checkbox"/> その他		
➤ 日時			
➤ 会場			
➤ 主な料理	➤ お酒	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	➤ カップリング	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
➤ タイムテーブル(予定)	概要・アピールポイント		

参加・申込について	
➤ 参加対象者	
➤ 募集定員	
➤ 参加料金	
キャンセル料	
➤ 服装・持ち物	
➤ 参加者決定方法	
➤ 申込方法	
➤ 必要事項	
➤ お問合せ・申込先	
➤ 受付期間	

- より健全なイベントを実施するため、当日ご本人であることを確認できる証明書(運転免許証等)をご提示ください。
- イベント中の情報交換及び終了後のおつきあいに関しては、各自のご判断と責任においてお願い申し上げます。
- イベント終了後、出席者の個人情報に関するお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご了承ください。
- イベント申込者の個人情報は厳重に管理し、本人の承諾を得ずにぐんま赤い糸プロジェクト以外の目的に利用しません。

「ぐんま赤い糸プロジェクト」事業全般についてのお問合せ先
 群馬県生活こども課 (TEL027-226-2392、[メール kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp))

群馬県使用欄	計画書受領： 年 月 日	会員団体宛通知： 年 月 日
--------	--------------	----------------

ぐんま赤い糸プロジェクト イベント実施結果報告書

記入日： 年 月 日

企業・団体等名称：

担当者名：

電話番号：

項 目	報告事項
イベント名	
主催者	
開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所	
参加人数	<p style="text-align: right;">人</p> <p>内訳 男性 人</p> <p style="text-align: right;">女性 人</p> <p>※カップルの成立 組 (カップル成立のないイベントは記載不要です)</p>
参加者からの声等	
主催者コメント (公開用)	
その他コメント (当日の様子や運営上気づいたこと、次回への反省など御記入ください)	

<アンケート送付先> メール・郵送・FAXのいずれでも結構です。

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県生活こども課こども未来戦略係

TEL:027-226-2392 / FAX:027-226-2100 / E-mail: kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp